

第12章 商業・サービス業に関する情報を知りたい

北九州市の商店街に対する支援

商店街（小売市場を含む）が取り組む、活性化に向けた研修・講習会の開催、イベント等の実施、共同施設の設置、空き店舗活用などの事業経費の一部を補助します。

1 商店街活性化計画づくり支援事業

商店街の活性化に向けた個店の経営力強化や販促等の勉強会への専門家派遣（無料）や、商店街の活性化基本計画の策定など、商店街（小売市場を含む）が自ら行う活性化の取組に対して、経費の一部を補助します。

区分	専門家派遣事業	商店街魅力アップ支援事業	商学連携商業活性化支援事業	戦略的地域商業活性化支援事業
対象者	商店街(小売市場を含む) (法人・任意団体)	商店街(小売市場を含む) (法人・任意団体)	商店街(小売市場を含む) (法人・任意団体)	商店街(小売市場を含む) (法人・任意団体)
対象事業	商店街の活性化に向けた個店の経営力強化や販促等の講習会や勉強会	拠点開発や再開発などの事業の基本計画策定や事業実施環境調査など	大学等と連携・協働して行う、商店街の活性化に関する調査・分析、計画策定、実験事業など	地域団体と協働して計画作成から事業の実施までを行い、地域の活性化に寄与していく事業
補助対象経費	専門家派遣の経費は北九州市負担	①講師謝礼金・旅費 ②会場借上・設営費等 ③調査・分析費 ④委託費 ⑤事務費	①講師謝礼金・旅費 ③事業運営費 ⑤広告宣伝費	②会議に要する経費 ④委託費 ⑥報告書作成費
補助額	—	補助対象経費の1/2以内 (500万円を限度)	補助対象経費の2/3以内 (100万円を限度)	補助対象経費の2/3以内 (200万円を限度)
その他	研修・講習会の例 ・販売促進全般 ・接客技術 ・POPの書き方 など		「大学等」とは ①大学、大学院 ②短期大学、高等専門学校 ③専門学校、専修学校 ④高等学校	「地域団体」とは ①自治会、町内会、婦人会などの地縁による団体 ②ボランティア団体 ③特定非営利活動団体 ④その他まちづくり活動をしている団体

2 商店街賑わいづくりスタート支援事業

商店街や協議会等が実施する賑わいづくりのためのイベント、ガイドマップ作成等の情報発信、共同宅配事業などについて、立上げ時の経費の一部を補助します。

対象者	商店街等、協議会等（商店街等及び地域団体等で構成される連携体）
対象事業	①少子・高齢化対応事業（子育て教室、共同宅配事業 など） ②エコ・リサイクル事業（リサイクル資源回収、エコバッグ活用 など） ③情報発信事業（ホームページ開設、商店街マップ作成 など） ④空きスペース活用事業（休憩所や手荷物預かり所の設置 など） ⑤イベント事業（各種のイベント事業）
補助対象経費	①広告宣伝費 ②会場借上・設営費等 ③講師謝礼金・旅費 ④事務費 ⑤工事費
補助額	補助対象経費の1/2以内（100万円を限度）

3 中小企業団体共同施設等設置補助

商店街などの中小企業団体が、共同施設や環境改善施設、防火関連設備、省エネ型照明設備を設置等する場合に、経費の一部を補助します。

区分	一般事業	モデル商店街支援事業	商店街防火関連設備設置事業	木造市場防火関連設備設置事業	商店街省エネ型照明設備設置事業	環境改善施設撤去事業
対象者	中小企業団体 (法人・任意団体)	商店街・市場 (法人)	商店街・市場 (法人・任意団体)	木造市場の 出店者団体	商店街・市場 (法人・任意団体)	商店街・市場 (法人・任意団体)
対象事業	共同店舗、共同会館、共同駐車場などの共同施設やアーケード、カラー舗装、街路灯などの環境改善施設	市が支援した計画に基づく共同施設等の設置事業のうち、市長が模範となると認めたもの	火災報知機、簡易自動消火装置などの防火関連設備（消防法で義務設置のものは除く）		街路灯などにLEDなどの省エネ型照明を設置する事業（光源のみの取替えも可）	環境改善のための施設の撤去事業（まちづくりに係る計画等に基づくものに限る。）
対象となる事業費	100万円以上の事業	1,000万円以上の事業	事業費の制限なし		100万円以上の事業	100万円以上の事業
補助対象経費	①設備費 ②工事費 など					
補助額	【法人】 補助率 20% 2,000万円以内 【任意団体】 補助率 10% 1,000万円以内	補助率 30% 1億2,000万円以内	補助率 50% 500万円以内	補助率 50% 設置店舗数×20万円以内 (最大500万円)	補助率 50% 500万円以内	【法人】 補助率 20% 2,000万円以内 【任意団体】 補助率 10% 1,000万円以内

※他の補助金と併用した場合は、補助率・限度額が変わる場合があります。詳しくは商業・サービス産業政策課へお尋ねください。

4 商店街空き店舗活用事業（コミュニティー支援事業、店舗運営事業）

商店街や市場組合が自らの事業として、空き店舗を活用する場合、賃借料等の一部を補助します。

区分	コミュニティー支援事業 ※休憩所、トイレ、イベント会場等として活用	店舗運営事業 ※組合が小売・サービス業の店舗を運営 ※賃借料補助又は改装費補助のいずれか一つを選択できます。
対象者	商店街や市場組合（法人・任意団体）	商店街や市場組合（法人・任意団体）
対象事業	商店街や市場組合が賃借した店舗でのコミュニティー施設設置 ※営利事業はコミュニティー施設の機能が確保される範囲内で可 営利事業が認められる例 ①月に1回程度（イベント時など）の物品販売等、②飲料自動販売機の設置	商店街や市場組合が賃借した店舗での営利事業の実施 ※組合自らの事業として、店舗の運営を行うものに限る。 ※組合が出店者を誘致する場合は当事業の対象としない。（組合が誘致する場合は、商店街空き店舗活用事業（開業支援事業）として取扱うこととする。なお、この場合は、大企業も開業支援事業の対象者とする。）
補助内容	・賃借料の75% (限度額は年間200万円) ・補助期間は2年間	賃借料補助を選択する場合
		改装費補助を選択する場合
		・賃借料の50% (限度額は年間75万円 (月額62,500円)) ・補助期間は1年間
		・開業時の改装費の50% (限度額は75万円) ※詳細は96ページ参照

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

5 プレミアム付商品券発行支援

個人消費低迷の打開策として、商店街等が発行するプレミアム付商品券の発行支援を行うことにより、個人消費を喚起し、商店街をはじめとする地域経済の活性化を図ります。

以下は2020年度、2021年度に発行する場合の支援内容です。

対象者	商店街や市場組合（法人・任意団体）	商店街
対象事業	プレミアム率20%以上の プレミアム付商品券を <u>総額500万円以上</u> 販売する事業	プレミアム率20%以上の プレミアム付商品券を <u>総額500万円未満</u> 販売する事業
補助対象経費	①プレミアム分 ②事務費	①プレミアム分 ②事務費
補助額	①プレミアム分 福岡県の『福岡県新型コロナウイルス対策地域商品券発行支援事業』（99ページ参照）の助成（販売総額10%）に上乗せして販売済総額の10%を上限にプレミアム分を補助 ②事務費補助 福岡県の助成の限度額を超える額について、県と同じ限度額まで補助	①プレミアム分補助 販売済総額の20%を上限に全額補助 ②事務費補助 100万円を上限に全額補助

【問い合わせ先】

北九州市 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

事業者等に対する支援

市内の事業者等を対象に、経営や販売のノウハウ、インターネットを活用した販売促進などに関する講座の開催や、具体的かつ実践的な個別サポートを実施します。

対象者	市内で小売店や飲食店、サービス業を営む中小企業者など
事業内容	専門のコンサルタントや実践者による、経営や販売のノウハウ、インターネットを活用した販売促進などに関する講座の開催や、具体的かつ実践的な個別サポートを実施予定。 (参考：2019年度の例) ・実践あきない塾「あなたのお店!サポート事業」(2019年8月～2020年1月) ・生産性向上「クラウドサービスセミナー」(2019年10月) ※2020年度は新型コロナウイルスの影響により講座の開催や個別サポートは実施していない。
会場	市内
定員	各事業によって異なります
受講料	各事業によって異なります
申込方法	決定次第、北九州市ホームページや市政だより等に詳細の掲載を予定しています。

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

商店街（空き店舗）への出店者に対する支援

シャッターヒラクプロジェクト

本事業は、「空き店舗で何かしたい」そこから応援する事業です。

商店街の特色や場所、事業化までに必要な人・支援機関とのつなぎ、専門家相談、事業計画作成の相談、補助金、リノベーション、アフターフォロー等、相談者の商店街への出店に伴走することにより、円滑な出店、商店街関係者等とのネットワークの構築を支援し、商店街の活性化を目指します。

事業計画を検討中の段階でも、お早目・お気軽にご相談ください。

※商店街空き店舗活用事業の利用を考えていない方でもお気軽にご相談ください。

商店街空き店舗活用事業（開業支援事業）

商店街に賑わいや活力を生み出すことを目的として、商店街の空き店舗へ出店する方へ、賃借料又は改装費の一部を補助する制度です。事業計画書等の審査により、補助の可否を決定します。

※・審査の結果、補助対象者とならない場合もあります。

- ・補助の可否が決定される前に開業した場合は、補助対象者となれません。
- ・改装費補助を選択する方は、補助の可否決定後、交付決定通知があるまで工事を行うことができません。

補助の対象	対象者	次のいずれかに該当する出店者 ①個人 ②中小企業者 ③社会福祉法人 ④特定非営利活動法人 ⑤一般社団法人・一般財団法人 ※市外に在住している方、又は市外に所在する法人等の場合は、一定の条件があります。	
	対象業種	小売業とサービス業（飲食店を含む）で、昼間の営業を行う業種 ※昼間（12時～13時を含む3時間以上）の営業を行う店舗に限ります。 ※小売業やサービス業であっても事務所等は対象となりません。 ※風営法の規制対象業種や社会通念上公序良俗に反する業種は対象となりません。	
	対象となる空き店舗	商店街（市場を含む）にある空き店舗で、3ヶ月以上賃借されていない店舗（階数問わず） ※対象となる商店街の範囲は、商業・サービス産業政策課へ確認してください。	
補助内容	賃借料補助を選択する場合	<ul style="list-style-type: none"> ●賃借料の50% (限度額は年間75万円(月額62,500円)) ●補助期間は1年間 	
	改装費補助を選択する場合	<ul style="list-style-type: none"> ●開業時の改装費の50% (限度額は75万円) ※内外装工事（壁面・天井の塗装やクロス貼りなどの仕上げ工事、フローリング貼りなどの床面仕上げ工事、作り付け家具や建具などの工事）が対象です。 ※建物附属設備（電気設備（照明設備）、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備等）や器具・備品（テーブル、イス、陳列棚、陳列ケース等）は対象となりません。 ※3年を経過するまでの間は、営業状況の報告や営業廃止の際の補助金返還が必要です。 	
備考	賃借料補助又は改装費補助のいずれか一つを出店者が選択できます。		



【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

第12章 商業・サービス業に関する情報を知りたい

国の商店街に対する支援（一部掲載）

国（経済産業省・中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構）では、商店街等に対してさまざまな支援事業を実施しています。ここでは代表的な事業の概要を掲載しますが、詳細やその他の事業については、下記お問い合わせ先にご相談ください。

地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業

【事業の目的・概要】

近年の地域経済の構造変化により、商店街等の商業機能としての位置づけが変化し、商店街には、地域における雇用や生活関連サービスなど生活に不可欠な機能の維持・確保を担う主体としての期待が高まっています。また、ウィズコロナ・ポストコロナへの対応として、地域においても「新たな日常」への変化を取り込むことが必要です。

このため、中小事業者等が、地方公共団体と一体となって、新たな需要の創出につながる魅力的な機能の誘致等を行う実証事業について、人材育成、ノウハウ提供等の面から支援を行い、地域の持続的発展を促進します。

【事業内容】

- 補助対象者 中小小売・サービス業のグループ等（まちづくり会社、商店街組織、飲食店街、温泉組合など）
- 補助対象事業

(1) 地域商業機能複合化推進事業

中小事業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する施設等の導入や最適なテナントミックスの実現に向けた実証事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助します。

【消費動向等分析・テナントミックス構築事業（ソフト事業）】※国庫補助上限額4,000千円

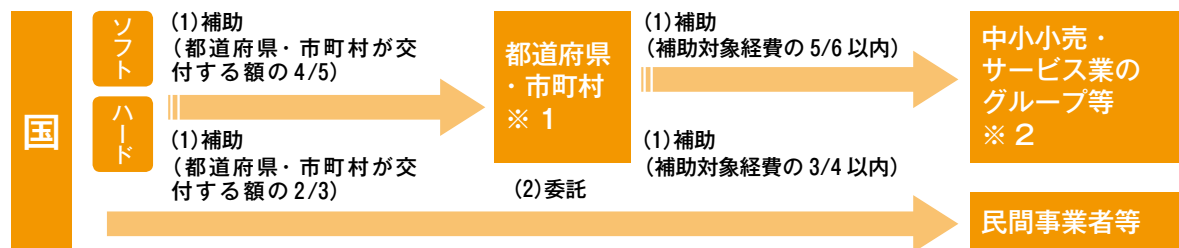
商店街等において、空き店舗等を活用した創業支援等の実施とともに、顧客の属性・消費動向等を調査分析し、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等を行うモデル事業を補助します。

【商店街等新機能導入促進事業（ハード事業）】※国庫補助上限額40,000千円

商店街等において、商店街等にはない新たな機能の導入に係る施設整備等を行い、顧客の属性・消費動向や商店街等のエリアへの波及効果等を調査分析するとともに、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等を行うモデル事業を補助します。

(2) 外部人材活用・地域人材育成事業

最適なテナントミックスの実現に向け、先行事例の調査・効果分析を行い、ガイドラインや優良事例集等を作成します。全国における取組の促進に向けた普及啓発に活用するとともに外部の専門人材を活用したワークショップ等の実施により地域の取組の担い手となる人材の育成を図ります。



※1. 国⇒市町村⇒事業者、国⇒都道府県⇒事業者、国⇒都道府県⇒市町村⇒事業者

※2. まちづくり会社、商店街組織、飲食店街、温泉組合など

※3. 採択件数は、ソフト・ハード事業各10件程度を想定。ソフト・ハードの併用は不可。

※本事業は、国会での令和3年度予算成立等を前提とするものです。そのため、今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】

中小企業庁 商業課 TEL 03-3501-1929 / 中心市街地活性化室 TEL 03-3501-3754
九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 TEL 092-482-5456

県の商店街に対する支援

福岡県商店街活性化・まちづくり推進事業

地域のニーズや「新たな日常」に対応した商店街の機能複合化などの取組みを支援するとともに、安全・安心、にぎわいの創出など、商店街の「買い物の場」としての機能を強化する取組みについて支援します。

1 支援対象

中小小売・サービス業のグループ等（商店街組織、まちづくり会社、飲食店街 等）

2 補助対象事業

(1) 地域商業機能複合化推進事業

①ハード事業

・空き店舗等を活用して商店街にはない新たな機能の導入・誘致（空き店舗改修等のハード整備を伴うもの）

※商店街の来街者属性・消費動向等の把握、歩行者通行量・売上・雇用の変化把握、成果分析が必須

○補助率 5/8（国 1/2、県 1/8（市町村補助と同額以内））

②ソフト事業

・空き店舗等を活用して期間限定のお試し店舗・施設の誘致

※お試し期間中の商店街の来街者属性・消費動向等の把握、歩行者通行量・売上・雇用の変化把握、成果分析、お試し店舗・施設を正規出店に繋げる活動が必須

○補助率 9/12（国 2/3、県 1/12（市町村補助と同額以内））

(2) 「買い物の場」としての商店街の機能強化事業

①ハード事業

・アーケードの改修、街路灯のLED化、防犯カメラの設置 等

②ソフト事業

・空き店舗活用促進事業、賑わい創出事業、地域貢献活動事業、繁栄店創出事業、まちゼミ活性化支援事業、商店街人材育成 等

○補助率等

・補助率：1/3 以内（市町村補助と同額以内）

・補助限度額：5,000 千円

※但し、「(1) 地域商業機能複合化推進事業（ハード）」と合わせて実施する取組み（ハード・ソフト）については、補助率 3/8、補助限度額 5,625 千円に引き上げ

【問い合わせ先】

福岡県 商工部 中小企業振興課 地域経済係 TEL 092-643-3420 FAX 092-643-3427

福岡県新型コロナ対策地域商品券発行支援事業

商工会議所、商工会や商店街がプレミアム付き地域商品券を発行する場合、プレミアムの一部及び発行に係る事務経費について補助を交付します。

1 支援対象

商工会議所、商工会及び商店街
(発行主体が商店街の場合、商工会議所または商工会を通じて交付)

2 補助対象事業

商品券発行事業、共通利用商品券発行事業、キャッシュレス商品券発行事業

3 支援内容

(1) 補助金額 (①～③の合計額)

①プレミアムの一部助成：商品券販売額の100分の10

(ただし、プレミアム率が20%未満の場合、商品券販売額の3/100)

②発行に係る事務経費：発行冊数に応じて定めた標準額を上限(補助率10/10)

※共通利用商品券発行事業の場合、標準額に20万円を加算

※キャッシュレス商品券発行事業の場合、1年目は680万円、2年目以降は430万円が上限

③事務経費の特例

・商品券の券面分けにより大型店制限を実施する場合、事務経費を嵩上げ

・他の模範となるような創意工夫を凝らした集客力の高い取組み(プロモーション事業)を実施する場合で、知事が認めるものについては、50万円を上限に助成(補助率10/10)

(2) 補助対象となる発行規模

500冊(販売金額で500万円)以上(キャッシュレス商品券を除く)

【問い合わせ先】

福岡県商工部中小企業振興課 TEL 092-643-3420 FAX 092-643-3427